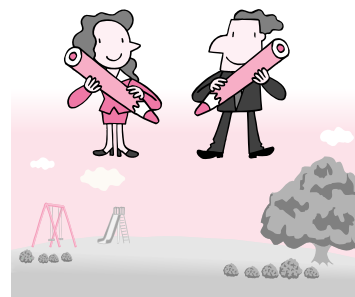


あります！ まちづくりルールが 住民で決められる

問い合わせ 都市計画課 TEL(866)2152

街を描く自分たちのルール

地区のみなさんが話し合っで決める「まちづくりルール制度」をご存じですか。それは「地区計画」「建築協定」「都市景観地区指定」の3つ。これらを活用することで、住民が望む、地区の特性に応じた、住みよいまちづくりを進めることができます。

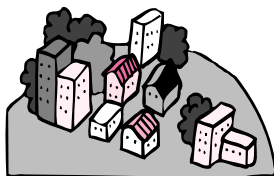


地区計画制度

こんな時に

「道路や公園は整備されたが、今後、何が建つかかわからない」「無秩序な開発による日照障害、行き止まり道路などの環境悪化が心配」など

ルールの内容 建築物・土地利用や公共施設の整備などの、きめ細かな計画を一体的に進める地区レベルの都市計画をつくります。地区整備の基本的な方向や建物の規模、道路・公園の配置などを定めます。

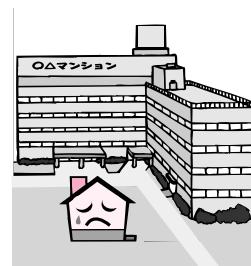


建築協定制度

こんな時に

「高い建物が増え、日当たり、風通し、プライバシーの確保が心配」「近くにマンションや店舗、ホテルが建ち始めた」など

ルールの内容 建物の用途、高さ、階数の制限や色・形に関する決めごとなど、建築基準法上の一般的な規制に加えて、独自のルールを定めます。ただし、土地・建物の利用に関する権利を不当に制限することはできません。



都市景観地区指定制度

こんな時に

「古くからの街のたたずまいに合わせた統一感がほしい」「豊かな緑を保全したい」「地区の魅力を高め、人が集まる商店街づくりをしたい」など

ルールの内容 建築物や広告物の表示などに届出・勸告制を敷くことのできる「都市景観地区」の指定を市に求め、市と話し合いながら整備の方針を定めます。



市の職員が説明に伺います

まちづくりルールについてもっと知りたいかたがたのために、自治会や婦人会などが主催する会合へ出向き、説明を行っています。派遣を希望する団体の代表のかたは都市計画課までご連絡ください。



大規模な建築行為等は事前に届出を

優れた都市景観をつくり育てるため、平成15年度から施行している「秋田市都市景観条例」に基づき、景観に影響のある大規模な建築物などを建てる際には、事前に市に届出をお願いしています。

建築確認申請の30日前(広告物は10日前)までに、都市総務課へ届け出てください。

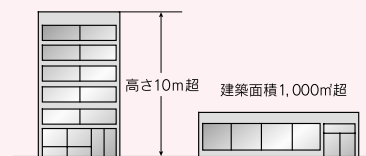
問い合わせ

都市総務課 TEL(866)2332 ファクス(865)6957
Eメール ro-urmn@city.akita.akita.jp
ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/mn/>

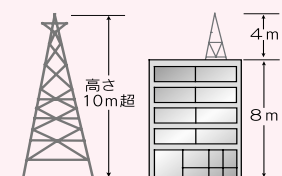
届出の対象となる建築物など

- 一定規模を超える建築物などの新築、増築、改築、修繕、模様替え、色彩の変更などが届出の対象です

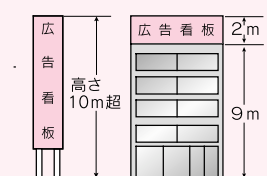
建築物 高さ10m超
建築面積 1,000㎡超

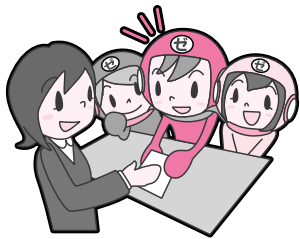


工作物 高さ10m超



広告物 高さ10m超





資産の内容をご確認ください

資産税課 (土地)TEL(866)2056
 (家屋)TEL(866)2057
 (償却資産)TEL(866)2836
 河辺市民センターTEL(882)5171
 雄和市民センターTEL(886)5540

縦覧

自分の土地・家屋の評価額と、ほかの土地・家屋の評価額とを比べることができます。

- 縦覧できるかた** 納税者 納税者と同居の親族
納税管理人 納税者の代理人(委任状が必要)
- 縦覧できるもの** 土地価格等縦覧帳簿...所在、地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿...所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額
- 縦覧期間** 4月1日(金)から5月31日(火)までの平日
午前8時30分～午後5時15分
- 縦覧場所** 資産税課(市役所1階)、河辺・雄和市民センター
- 持って来るもの** 納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの 法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

土地や家屋の評価額を比較し、自己所有の資産の評価額が適正かどうか確認していただくという制度の趣旨からはずれる場合は、お断りすることがあります。縦覧帳簿の写しは交付しません。



修正した路線価格を公開

地価の下落にともない、一部地域で平成17年度の固定資産税の基礎となる土地の路線価格が修正されました。修正後の路線価格は4月1日(金)から資産税課で公開します。土崎・新屋支所、市民サービスセンターでは公開しません。

また、河辺・雄和区域については、路線価に代えて、標準的な宅地の1㎡あたりの価格を、河辺・雄和市民センターで公開します。

閲覧

固定資産税の課税内容を確認することができます。

閲覧できるかた	①	・納税義務者 ・納税義務者と同居の親族 ・納税管理人 ・納税義務者の代理人(委任状が必要)	納税義務者本人が所有する固定資産を閲覧できます
	②	土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利のある土地部分を閲覧できます
	③	家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた	当該権利のある家屋部分およびその敷地の土地部分を閲覧できます
	④	固定資産の処分をする権利を有するかた	当該権利のある土地・家屋を閲覧できます

閲覧できるもの 固定資産課税台帳...所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額など

閲覧期間 4月1日(金)から平日(通年)
午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 資産税課(市役所1階)、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ1階)、河辺・雄和市民センター

* 記載事項の説明を求めるときは、資産税課、河辺・雄和市民センターへ。ただし、説明はそれぞれの区域の資産に限ります。土崎・新屋支所、市民サービスセンターでは「固定資産課税台帳」の写しの交付を受けることはできませんが、記載事項の説明は行いません。

持って来るもの 納税通知書、運転免許証など本人であることを証明できるもの
閲覧できるかたの～のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)
法人の場合は、代表者印を押した申請用紙または委任状

固定資産税

平成17年度の固定資産税納税通知書は、5月10日(火)にお送りする予定です。第1期分の納期限は5月31日(火)です。

合併でどう変わる？

税率は...市町合併に伴い、旧市町区域ごとに所在する固定資産に対して、平成20年度まで下表のとおり不均一課税となります。

対象年度	旧秋田市	旧河辺町	旧雄和町
平成17年度	1.6%	1.4%	1.4%
平成18～20年度	1.6%	1.5%	1.5%
平成21年度～	1.6%	1.6%	1.6%

免税点は...所有する資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の額に満たないときは、固定資産税は課税されません。ただし、平成17年度は旧市町ごとにそれぞれの区域の資産で免税点の判定を行います。
土地▶30万円 家屋▶20万円 償却資産▶150万円

納税通知書は...平成17年度の固定資産税は、合併期日(平成17年1月11日)が、固定資産税の賦課期日(平成17年1月1日)以後のため、旧1市2町での計算になります。そのため、納税通知書は旧1市2町ごとにお送りします。なお、平成18年度からは、旧1市2町をまとめて1通でお送りします。



各種申請手続きは...固定資産に関する手続きは、旧秋田市の制度をもとに調整しています。河辺・雄和区域のかたは、申請の前に様式や必要書類などをご確認ください。